

別紙 1 契約書（様式）

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書

山梨県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム（平成31年3月策定。以下「キャリア形成プログラム」という。）の適用について、次のとおり契約を締結する。

（契約期間）

第1条 年 月 から 年 月 までとする。ただし、契約期限前に、キャリア形成プログラム上の義務を満了した場合は、当該年月までとする。

2 前項の規定に関わらず、災害、疾病、その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間（中断期間）がある場合には、当該期間を延長するものとする。
なお、結婚、介護、子育て（産休及び育休期間は除く）等はやむを得ない理由として考慮しない。

（配置計画の決定）

第2条 甲は、山梨県地域医療支援センターが作成した乙の配置計画案を基に、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、乙の配置計画を決定するものとする。

（義務）

第3条 乙は、キャリア形成プログラムの適用を受け、これを満了するものとする。

（違約金）

第4条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、違約金として8,424,000円を支払わなければならない。なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年936,000円を減額することとする。

（違約金の支払いの債務の免除）

第5条 甲は、乙が死亡、重度心身障害その他のやむを得ない理由によりキャリア形成プログラムを満了できないと認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の全部又は一部を免除することができる。

（違約金の支払いの債務の猶予）

第6条 甲は、乙が災害、疾病その他のやむを得ない理由により違約金を支払うことが困難であると認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の履行を猶予することができる。

（補足）

第7条 甲及び乙は、この契約書及びキャリア形成プログラムに定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住所
氏名 山梨県知事 印

(乙) 住所
氏名 印